

公調委平成26年（セ）第9号

横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、355万9410円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人が施工したマンション建設工事等に伴う騒音、振動、粉じんにより、自宅建物の破損や精神的苦痛等の被害を受けたと主張して、不法行為（民法709条）に基づき、合計355万9410円の損害賠償を求めている事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

申請人は、肩書の住所地に建物（木造スレート葺2階建，床面積1階72.87㎡2階59.62㎡。以下「本件建物」という。）を所有している。本件建物は平成元年12月に建築された。申請人は、平成17年8月から本件建物に居住している。

被申請人は、「（仮称）〇〇集合住宅計画」に関する建設工事（以下

「本件工事」という。)を施工した者である。本件工事は、a線の線路敷地に隣接する神奈川県横浜市b区●●△丁目▲番□等の土地上に分譲マンション(鉄筋コンクリート6階建て地下1階)を建設するためのものであり、造成工事とマンション建設工事のほか、a線■■隧道上に工事用の仮設通路を設置するための工事用仮橋工事が含まれていた。本件建物及び本件工事の位置関係の概要は別紙図面のとおりである。本件建物は、市道◇◇号線に面しており、同線は市道◆◆号線と交わっている。また本件建物から見てa線を挟んだ対岸側には市道◎◎号線が通っている。

(2) 本件工事の概要

被申請人は、平成24年8月中旬ころ、本件工事に着工し、平成27年6月ころに本件工事を完了した。

被申請人は、平成25年3月21日、横浜市に対し、本件工事のうち鉄道側の擁壁解体工事及びはつり工事が、騒音規制法及び振動規制法上の特定建設作業に該当するとして、以下の内容の特定建設作業実施の届出をした(乙2の1、乙2の2)。

① 乙2の1

特定建設作業の種類

(騒音規制法) : さく岩機を使用する作業

(振動規制法) : ブレーカー(手持式の物を除く。)を使用する
作業

機械の名称、型式及び仕様

(騒音規制法) : 油圧ブレーカー・古河FC-120(バックホウ・日立建機油圧ショベルZX110)
ハンドブレーカー・日立SA-41

(振動規制法) : 油圧ブレーカー・古河FC-120(バックホウ・日立建機油圧ショベルZX110)

特定建設作業の実施の期間：平成２５年３月２９日から同年５月１７日
まで

② 乙２の２

特定建設作業の種類

（騒音規制法）：さく岩機を使用する作業

機械の名称、型式及び仕様

（騒音規制法）：ハンドブレーカー・日立ＳＡ－４１

：エアブレーカー・東空ＣＢ－３０

特定建設作業の実施の期間：平成２５年３月２９日から平成２７年８月
３１日まで

(3) 被申請人による振動及び騒音測定機器の設置

被申請人は、本件工事着工当初から、本件工事の敷地境界付近の２箇所（測定場所№.１及び測定場所№.２）に振動及び騒音の測定機器を設置し、平成２５年１月１２日からは、本件建物の敷地と近接する本件工事の敷地境界付近の箇所を測定場所№.３として、振動及び騒音の測定機器を設置した（各測定場所の位置関係は別紙図面記載のとおり。）。

(4) 騒音規制法は、都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が指定した地域における特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもの）の騒音を規制しているところ（騒音規制法２条３項，３条，１４条），本件は指定地域内にあり，特定建設作業の騒音は，特定建設作業の場所の敷地境界線において，８５dBを超えてはならないとされている（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）。

振動規制法は、都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が指定した地域における特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるもの）の振動を規制して

いるところ（振動規制法２条３項，３条，１４条），本件は指定地域内にあり，特定建設作業の振動は，特定建設作業の場所の敷地境界線において，７５dBを超えてはならないとされている（振動規制法施行規則１１条，別表第１第１号）。

- (5) 申請人は，平成２６年９月１１日，公害等調整委員会に対し，本件裁定申請を行った。

２ 当事者の主張

【申請人の主張】

本件工事は，複数の大型重機を同時に使い，振動に加え，騒音・土粉じんもひどかったため，長期に渡り窓を開けることもできず，締め切った部屋で閉塞感に襲われ過ごさざるを得ず，また，ベランダや車，網戸等に土粉じんが積り，車はフロントガラスも透視できず，洗車をしないと使用できなかった。振動で，パソコンの画面が揺れたため，車酔いに似た症状が出ておう吐したり，重機の騒音により，耳が痛くなり，夜眠れず幻聴や幻覚が起き，精神科に通院をした。抗議をしても，振動・騒音・粉じんの激しさは，改善されなかった。本件工事着工から工事が終わる平成２７年６月ころまで被害は続いた。

具体的な時期と被害は以下のとおりである。

(1) 平成２４年８月ころから１０月ころの工事について

ア 平成２４年８月２０日ころから９月２４日まで，被申請人は，工事用仮橋工事着工と同時に掘削機と重機を稼働させて土を掘り，南側の山を切り土にして，申請人宅前方土手を盛り土にし，場内通路を造った。この工事により不定期に多数回の振動と騒音を発生させた。

イ 申請人は連日の工事による多数回の激しい振動で，振動直後車酔いに似た症状が出て，気分が悪くなる日が多く，おう吐する日もあり，椅子から立ち上がると目まいがするようになるなどして，精神的苦痛を受けた。

また，平成２４年９月１０日ないしその前後の本件工事の振動により，

申請人宅の1階居間及び2階の廊下の壁と天井に亀裂が発生した。本件工事の着工直後から、掘削機と重機の稼働による振動はひどく、同年9月に何度も70dB～80dBを表示する日や時間帯があり、たとえば、同年9月10日の午前9時10分ころ申請人が自ら測定したところ、85.4dBの振動があった（甲2－1）など、80dBを超える振動により、本件建物の上記記載の被害が生じたものと推察する。加えて、同年8月の工事着工前に実施された本件建物の事前調査においては、壁の亀裂やタイルの破損は確認されなかったが（甲5－2）、同年10月13日、申請人は居間の壁に亀裂が生じていることに気づき（甲5－1）、平成25年2月ころ、2階廊下の壁と天井に亀裂が生じていることに気づいた（甲5－2）。このことから、上記亀裂は本件工事が原因であることが裏付けられる。

(2) 平成24年12月ころから平成25年2月ころの工事について

ア 平成24年12月3日から、それ以前に中断していた工事用仮橋工事が再開されたが、この日以降も、土掘りの掘削機、橋桁基礎工事の杭打ち、大型工事用車両等による振動と騒音がひどく、工事現場から舞い上がる土埃もひどく、多量の土粉じんが舞った。

平成24年12月3日から10日及び平成25年1月15日に、夜間深夜に橋桁基礎造り、杭打ち、土掘削工事を実施し、平成25年2月ころまでに、申請人宅前方の土手の斜面に盛り土をして工事用通路を造った。

イ 土埃が申請人のベランダや窓などに積もるため、洗濯物を外に干せず、昼夜を問わず窓を閉めて生活する上、24時間エアコンと空気清浄器を稼働させざるを得ず、洗濯乾燥機を使用する生活になった。

振動により家がきしみ、パソコン画面が揺れるため、申請人は気分が悪くなっておう吐したり、不安になって夜眠れなくなったりした。夜、横になっても振動がしている錯覚に陥るようになった。騒音により耳鳴りを感じるようになった。申請人と家族は、深夜・日中と続く工事に睡眠もほと

んど取れなかった。このため、平成24年12月13日から、精神科に通院した。

(3) 平成25年2月ころから平成26年1月ころの工事について

ア 平成25年2月13日から、被申請人は山を削り地下を堀下げて土を外部に搬出していた（土搬出は平成26年1月まで続いた。）。また、平成25年2月24日から、ダンプ運搬車のタイヤを場内（申請人宅から25m離れた場所）で洗浄するようになり、敷地内道路に散水していた結果、洗い流された土が周囲で乾き、土埃として舞い上がった。さらに、同年春ころ、被申請人は山留め工事を行い、杭打ちや掘削機、土搬出による振動、騒音、土粉じんがひどかったほか、巨大なクレーンを設置し、これにより発生する振動、騒音、土粉じんもひどかった。

イ 上記アの掘削機と大型ダンプに土を搬入する重機や鉄板を敷いた通路上を走行するダンプの騒音や金属のきしみ音などによる振動、騒音、土粉じんにより、申請人は精神的苦痛を受けた。

(4) 平成25年初夏ころの工事について

ア 平成25年初夏ころ、被申請人は敷地内に土搬出と工事用ダンプ通行のため、北東から南西方向へ長さ約130mの仮設通路用架橋（構台）を作り始め、申請人宅前から約13mの地点を起点として建設した。この構台の橋桁工事の掘削機、重機、基礎の杭打ち工事、路面鉄板敷き工事により、振動、騒音、土粉じんが発生した。

イ 上記振動等により精神的苦痛を受けた。

(5) 平成26年春ころの工事について

ア 平成26年春ころ、マンションの躯体基礎工事を始め、大型ダンプの通行による振動、騒音、土粉じんがひどく、重機やコンクリート圧送車の騒音がひどかった（躯体工事は同年6月ころまで行われた）。コンクリート圧送車の騒音は80dB以上が多く85dB以上の時も多数回あった。

イ 上記の振動等により精神的苦痛を受けた。

(6) 平成26年4月ころの工事について

ア 平成26年4月ころ，被申請人は，申請人が反対しているにもかかわらず，前面道路の居間から約9mの場所に，開口約15mの工事車両用の出入口を造り，コンクリート車や工事車両を通行させた（最大1日90台）
（甲11）

イ コンクリート車や大型工事車両が，本件建物の中から見ると居間に向かって走ってくるため，恐怖を感じたほか，騒音がひどく，重低周波音を発する大型車両やコンクリート車により，空気を伝わって，頭や心臓に衝撃を受け，気分が悪くなり，耳が痛くなるなど，精神的苦痛を受けた。

また，申請人は，平成26年4月ころ，工事の激しい騒音により，空き巣に窓ガラスを割られても気づかないと考え，一部のガラスを防犯ガラスに取り替えた。

(7) 上記各被害の損害額は以下のとおりである。

ア 本件建物

(ア) 壁室内補修工事費用 53万6760円（甲17-1）

(イ) 防犯ガラス費用 30万9960円（甲12-2）

イ 申請人

(ア) 治療費・薬代・通院交通費 合計1万2690円

申請人は，平成24年12月13日，同年12月29日，平成25年2月16日，同年4月6日，c病院精神科に4回通院し，不眠症の治療や通院精神療法を受けた（治療費合計6250円）。申請人は，不眠症の治療のための薬を購入した（薬代5480円）。申請人の自宅からc病院までの交通費は電車で片道120円である（合計960円）。

(イ) 精神的苦痛に対する慰謝料 270万円

ウ 合計 355万9410円

【被申請人】

(1) 違法性について

被申請人が本件工事により申請人に対し許容範囲を超えるような騒音、振動、土粉じんを発生させた事実是否認する。

被申請人による騒音測定の結果（乙４）によれば、工事が行われている間でも、おおむね５０dBから７０dBの間を推移しており、騒音規制法上の規制値を下回っていることから、適法である。振動についても振動規制法上の規制値を下回っており、適法である。

被申請人は、申請人を含む近隣住民のために騒音や振動等を軽減するための措置として、仮設橋を設置し、工事車両が近隣住民の住居側の道路をなるべく通行しないように配慮し、コンクリート打設工事を原則として土曜日に実施しないこととし、ポンプ車周囲に防音シートを設置し、平成２６年８月以降、ポンプ車のアーム立ち上げ等の準備を８時以降とし、躯体の打設後調整作業を土曜日については、近隣住民側で実施しないようにし、型枠パイプサポートの解体作業を作業員を増員して手作業で解体することで打撃音を軽減し、工事敷地内でのダンプカー等の車両を徐行させ、作業員の休憩や朝礼を地下１階で実施し、バックホウなどの掘削重機は低音型工事機械を使用した。

また、被申請人は、本件工事による土粉じんによって申請人を含む近隣住民に迷惑を掛けないための措置として、散水・水撒きの実施、法面等の土露出部分の養生（露出した土の表面をビニールシートで覆う等）をし、仮囲いの上にブルーシートで柵を設置し（ただし、平成２５年３月１３日、申請人側から撤去して欲しいという要請があり、柵は撤去した。）、工事車両が本件の現場から出場する際は、タイヤの洗浄を行い、本件工事現場周辺の道路の清掃を行った。

以上のとおり、本件工事の騒音・振動は、騒音規制法及び振動規制法上

の規制に触れるものではなく適法であるし、客観的な騒音及び振動の程度（乙４，乙７）に加え、被申請人は騒音・振動を軽減するために相当程度配慮してきたことを考慮すれば、受忍限度の範囲内であって、違法性がない。また、土粉じんについても、被申請人は本件工事中、飛散しないように適切な措置を講じてきたことから、受忍限度の範囲内であって、違法性がない。

(2) 本件建物の損傷等と本件工事との間の因果関係について

申請人が主張する本件建物の補修工事の内容は主としてクロスの貼り替えであり（甲１７），損傷部分はビニールクロスの部分である。通常，工事の振動に起因する近隣建物の損傷は，挙動の影響を受けやすい建物外部のタイル部分やモルタルを使用した部分，室内であれば浴室タイル部分に顕著に見られるが，本件ではそのような状況にはない。また，ビニールクロスのみが損傷していたと主張するが，下地が木材である場合，振動によってビニールクロスのみが損傷する可能性は低い。さらに，申請人から建物損傷について連絡があった時期と当時の作業場所の位置関係や近隣住民から同様の被害の申告がないことも踏まえれば，本件工事と建物の損傷との間に相当因果関係はない。

また，防犯ガラスへの交換費用については，その交換の理由には合理性がなく，本件工事との間に相当因果関係がない。

さらに，治療費についても被害として主張しているが，本件工事との間に相当因果関係がない。

第３ 当裁定委員会の判断

- １ 前提事実に加え，証拠（文中掲記の各証拠）及び審問の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1) 本件工事について（乙１）

ア 本件工事は，本件工事現場内の土地の整地工事を行い，整地後，集合住

宅の建築工事（基礎工事，躯体工事，内装工事など）を行うものであった。作業時間は，原則として月曜日から土曜日の午前８時から午後６時３０分までとし，前後３０分程度準備及び後片付けを行っており，午前１０時から午前１０時３０分，午後０時３０分から午後１時３０分，午後３時から午後３時３０分まではそれぞれ休憩時間となっていた。

被申請人は，工事着工前の平成２３年７月ころ，「（仮称）〇〇集合住宅計画」を予定していることを書面を通じて申請人を含む近隣住民に通知し，その際，本件工事に伴う騒音・振動の発生を極力抑制し，近隣住民にできるだけ迷惑をかけないように努める旨を通知したり（甲１），平成２４年４月ころ，申請人を含む近隣住民に対する工事説明会を開催し，本件工事の施工計画を説明したりした（甲１－２）ほか，被申請人は，本件工事着工後に施工計画の変更があったときには，申請人を含む近隣住民に対し，本件工事の施工計画の変更を通知した（甲１－３）。

被申請人は，夜間作業を行う際，その工事内容及び時間を予め申請人を含む近隣住民に対し，説明をした上で夜間作業を実施した（夜間作業実施予定日として，平成２４年１２月３日から１０日まで，平成２５年１月１５日，同年７月２９日から８月１日まで。甲７）。

被申請人は，平成２６年８月ころ，本件工事現場の近隣住民に対し，要旨以下の内容が記載された「工事における音対策について」と題する書面をもって今後の取組み等を通知した（乙５）。

- ・工事車両導線の市道▽▽号線，▼▼▼号線側の利用や工事の進捗により，騒音等が皆様に伝わりやすくなっていることをお詫びする。
- ・これまでの主な取り組みとして，仮設橋と場内構台の設置，支保工解体工事の見直し（型枠サポートパイプの解体作業），コンクリート打設工事日時の調整，加工作業（軽量鉄骨切断）の屋内実施，休憩所，朝礼の屋内実施を行ってきた。

- ・今後の取り組みとして、躯体の打設後調整（カッター音等）作業について、土曜日は市道▽▽号線，▼▼▼号線側の作業は原則行わないこと、コンクリート打設時のポンプ車の打設音対策として、ポンプ車周囲に防音シートを設置すること、タイル施工面の高圧洗浄工事として、土曜日は市道▽▽号線，▼▼▼号線側の作業は行わないこととした。

- ・作業時間に関する今後の取り組みとして、準備や後片付け作業を含めた作業時間を7：30から18：30にすることを厳守し、ポンプ車のアーム立ち上げ作業は8時以降に行うこととした。

イ 本件工事のうち、平成24年9月及び10月の具体的な工事内容はおおむね以下のとおりであった（乙8，9，審問の全趣旨）。

(ア) 平成24年9月ころ、本件工事現場内の別紙図面A部分（本件建物から50m以上離れた場所であった。）において、掘削，残土積込作業を実施した。また、同時期に積み込んだ残土を本件工事現場内で移動し、別紙図面B部分（当該部分は、本件建物に比較的近い部分もあったが、50m以上離れた場所もあった。）において残土埋戻し及び仮設通路整備工事を実施した。同工事で使用された主な重機はバケットの容量が0.7m³のバックホウ，0.4m³のバックホウ，0.2m³のバックホウ各1台と10tダンプであった。

平成24年9月1日から14日の間、本件工事現場内の別紙図面C部分（本件建物に比較的近い場所であった。）において、仮設橋基礎工事のための仮設基礎工事やコンクリート打設作業を行い、平成24年9月20日及び21日の間に、仮設橋構台架設工事を実施した。上記工事のうち、仮設基礎工事には重機は使用しておらず、仮設橋基礎工事には2tポンプ車，仮設橋台架設工事には25tラフター（移動式クレーン）1台を使用した。

平成24年9月1日から24日の間、本件工事現場内の別紙図面D部分（本件建物とはa線の線路を挟んで対岸側の市道○○号線に近い部分であり、本件建物からは離れた場所であった。）において、仮設橋基礎工事を実施した。同工事にはバケットの容量が0.4 m³のバックホウと0.1 m³のバックホウ各1台と4 tダンプを使用し、コンクリート打設時には4 tポンプ車及び10 t生コン車を使用した。

上記各工事のうち、平成24年9月10日の工事内容は、午前8時半ころから4 tダンプ1台が本件工事現場内外で土を運搬し、午前9時ころから10 tダンプ2台が本件工事現場内外で土を運搬した。その後、午後1時から3時ころ、別紙図面のC部分において、仮設橋基礎工事として2 tポンプ車を使用して生コンクリート打設を実施した。また同日は、別紙図面A部分及びB部分において、バケットの容量が0.7 m³のバックホウや0.4 m³のバックホウを使用して、掘削、残土積込、残土埋戻し、仮設道路整備を行ったほか、別紙図面D部分において、バケットの容量が0.4 m³のバックホウ、0.1 m³のバックホウを使用して仮設橋基礎工事を実施していた。

- (イ) 平成24年10月ころ、別紙図面X部分（本件建物から100 m以上離れた場所であった。）において、雨水排水工事を実施した。同工事においてバケットの容量が0.2 m³のバックホウ、4 tダンプ、2 tダンプ、バケットの容量が0.45 m³の掘削機（クラムシェル）、10 t生コン車を使用した。また、同時期に別紙図面Y部分（本件建物から100 m以上離れた場所であった。）においても雨水排水工事を実施した。同工事においてバケットの容量が0.5 m³の掘削機、4 tダンプ、4 t生コン車、4 tユニック車を使用した。

平成24年10月11日に別紙図面A'部分（本件建物から50 m以上離れた場所であった。）において試掘を行い、同月26日に整地

を行った。主な使用重機は、バケットの容量が0.7 m³のバックホウであった。

- (ウ) 上記の平成24年9月及び10月の工事のうち、本件建物から離れた箇所（別紙図面A, D, X, Y, A' 部分）の工事については、振動による影響は考えにくく、他方、本件建物に比較的近い部分の工事であっても、別紙図面B部分の工事内容は主に、残土埋戻しや架設通路の整備であって、工事内容からすれば、騒音及び振動が大きかったとは言いがたく、別紙図面C部分も仮設橋基礎工事や仮設構台設置工事など、上記認定の工事内容からすれば、騒音及び振動が大きい工事とは言いがたい。

この点、申請人は、平成24年9月10日に別紙図面C部分において、a線と同じくらいの高さまで深く掘り下げる作業をし、大型ユンボが稼働し、その際に激しい振動を感じた旨を主張するが、平成24年8月からの工事作業の様子を撮影した際の写真は部分的に提出されているものの、平成24年9月10日の申請人が主張する作業状況の写真等これを裏付ける証拠はないことから、上記申請人の主張は採用できない。

- ウ 被申請人は、平成24年10月ころに一旦工事を中断し、同年12月3日に本件工事を再開した。被申請人は、平成25年1月ころ、仮設橋を設置し、同年2月以降、同仮設橋の使用を開始し、このころ、本件工事現場内の土の外部搬出を開始するとともに、集合住宅の建築工事を開始した。平成25年3月から5月にかけて、a線の線路に近い位置に設置された擁壁部分において、特定建設作業に該当する擁壁解体工事及びはつり作業を実施した（おおむねの位置関係は別紙図面参照。）。平成25年10月ころ、マンションの建物の躯体工事を開始し、平成26年4月ころから順次、建物内の内装工事を行い、検査を経て、平成27年6月ころに本件工事は

完了した。

(2) 被申請人が本件工事に伴って実施した騒音、振動、粉じん対策について

被申請人は、工事車両が本件建物の敷地が接している市道◇◇号線を通行して本件工事現場内に入ることをできる限り避けるため、市道◎◎号線側に出入口を作り、a線のトンネル上に仮設橋を設置し、そこを通行して本件工事現場内に工事車両を入れる形にした。

また、本件工事現場内を通行した車両については、道路上への粉じん量を低減するため、本件工事現場内から公道に出る工事車両については本件工事現場内でタイヤ等を水で洗浄するなどし、法面等の露出した土部分をビニールシートで覆う等の対策を行い、粉じんが近隣にできる限り飛散しないような対応をとった。

さらに、騒音等が比較的大きくなる工事内容については、工事方法や工事時間などを制限する形で対応した（乙5）。

(3) 被申請人の騒音及び振動測定について

被申請人は、前提事実1(3)のとおり、騒音測定及び振動測定を実施しており、そのうち、本件建物に近い測定地点は別紙図面記載のNo.3の地点であった。

騒音測定結果（乙4）によれば、平成25年1月12日以降の本件建物付近のNo.3の測定点で測定された騒音レベル（ L_{A5} ）はおおむね50dBないし70dB以下程度で推移していること、時折70dBを超える時間帯があったが、その中で工事が実施されていた時間帯において80dBを超え、かつ、騒音規制法の規制値である85dB以下の時間帯は、別紙測定結果記載のとおりであり、日数にするとおおむね20日程度であったこと、No.3地点の騒音レベルが85dBを超えていたのは、平成26年4月9日午後3時40分ころ、同日午後3時50分ころ、同日午後4時50分ころ、同年5月19日午後2時50分ころのみであったことがそれぞれ認められる。他方、平成24年9月及

び10月の本件建物付近の騒音レベル(L_{A5})についてNo.3の地点での騒音レベルの測定データはなく、No.1の測定データのみであること、No.1とNo.3の測定点は50m以上離れた位置にあり、No.1の測定データをもって本件建物付近の騒音レベルを判断することはできないこと、(1)イ(ウ)のとおり、当時の工事内容及び工事場所から見ても本件建物付近の騒音レベルが大きいとはいえないことからすると、平成24年9月及び10月の本件建物付近の騒音レベルが騒音規制法の規制値を超える騒音レベルであったとは認め難く、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

振動測定結果(乙7)によれば、平成25年1月12日以降の本件建物付近のNo.3測定点で計測された振動レベル(L_{v10})はおおむね50dB以下で推移しており、50dBを超える時間帯であっても、60dB以下がほとんどであり、まれに60dBを若干超える時間帯があったこと、70dBを超える時間帯が平成26年4月9日の午後3時ころと、同月25日の午後2時ころに測定されているが、いずれも振動規制法の規制値である75dB以下であったことが、それぞれ認められる。他方、平成25年1月12日より前においては、騒音データと同様、No.1の測定データのみであり、No.1とNo.3の測定点は50m以上離れた位置にあり、(1)イに掲げる当時の工事内容及び工事場所からすると、No.3地点の振動レベルがNo.1地点の振動レベルと同程度あるいはそれを超えるものとは言い難く、平成24年9月及び10月の本件建物付近の振動レベルが振動規制法上の規制値を超える振動レベルであったと認めるに足りる証拠はない。

2 不法行為の成否

(1) 慰謝料について

建設工事等に伴う騒音、振動、粉じんによる被害が一般社会通念上受忍すべき程度を超えるか否かは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られ

た被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の諸般の事情を総合的に考察して，これを判断することが相当である。

ア 侵害行為の態様，侵害の程度

(ア) 騒音，振動及び粉じんの程度

本件工事の作業内容及び騒音測定データ（乙４の１ないし３）からうかがわれる騒音の傾向からすれば，騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動していると考えられることから，評価指標として L_{A5} を用いるのが相当と考えられるところ，前記１（３）によれば，申請人の建物近傍での騒音レベル（ L_{A5} ）は，概ね５０dBから７０dB以下程度であり，ごくわずかの時間帯で規制値を上回る騒音レベルがあったことがうかがわれるものの，前記認定事実によれば，いずれも特定建設作業が実施されている際に，騒音規制法による規制値を超える騒音が申請人建物敷地に到達していたとは認められない。加えて，騒音レベルが騒音規制法上の規制値である８５dBに近い８０dBを超える時間帯もあったものの，前記認定事実によれば，概ね２０日程度のうちの限られた時間帯であったといえる。そして，工事期間全体を通して騒音規制法上の規制値を超える騒音レベルがあったと認めるに足りる証拠はない。したがって，本件工事実施期間を通じて，本件建物近傍における本件工事の騒音が騒音規制法等の法令に違反する状態にあったとはいえない。

次に，振動については，本件工事の作業内容及び振動測定データ（乙７）からうかがわれる振動の傾向からすれば，振動計の指示値が不規則かつ大幅に変動していると考えられることから，評価指標として L_{V10} を用いるのが相当と考えられるところ，前記１（３）によれば，申請人らの建物近傍での振動レベル（ L_{V10} ）は，概ね５０dB以下であり，振動レベルが大きい時点でも７５dB以下であったこと，特に特定建設作業を実施する期間として届出があり，かつ，工事完了期間までの平成２５年３月

29日から平成27年6月ころまでについては、振動測定データを子細に検討しても、同期間に振動規制法による規制値を超える騒音が申請人ら建物敷地に到達していたとは認められず、上記特定建設作業以外の期間についても、上記の振動規制法上の規制値を超えるような騒音が出ていたと認めるに足りる証拠はない。したがって、本件工事における振動が振動規制法等の法令に違反する状態にあったとはいえない。

また、粉じんについては、証拠（甲6，9）からうかがわれる被害状況を踏まえても、工事に伴うある程度の粉じんの影響があったこと自体は否定できないとしても、その程度が重大なものであったとまでは認めるに足りない。

（イ） 騒音，振動，粉じん対策について

被申請人は、前記1（2）のとおり、騒音対策，振動対策，粉じん対策を行っていたほか、前記1（1）アのとおり、工事実施中であっても、近隣住民からの苦情等を踏まえ、可能な限り対策を講じていたものとみるべきである。

イ 被侵害利益の性質，内容について

申請人は生活上の平穏が害されたことを主張しており、それ自体保護に値する利益であるが、それらが侵害される程度をみると、上記認定事実によれば、1日のうち工事が実施されている時間帯は、途中の休憩時間等も含め開始から終了まで日中のおおむね10時間程度であるが、上記ア（ア）の騒音，振動，粉じんの程度に照らすと、その時間中生活上の平穏が継続して害された状態にあったともいえないし、また、例外的に夜間工事が行われることがあったものの、その回数は限られたものであって、夜間も継続して生活上の平穏が害された状態にあったともいえない。

ウ 総合判断

以上のことからすると、本件工事自体に公共性，公益性があるとはいえ

ず、申請人が主張する生活上の平穏は保護すべき利益であり、ある程度の生活上の支障が生じた可能性は否定できないものの、本件における騒音及び振動の程度は、騒音規制法等又は振動規制法等の法令に違反する状態であったといえず、工事期間を通じて同程度の騒音が継続していたといえないこと、粉じんの程度が重大なものであったといえないこと、被申請人において工事に伴う騒音、振動、粉じん対策を講じる努力を可能な限り図っていたといえることなど諸般の事情を総合すると、申請人について発生した本件工事による騒音、振動、粉じんの被害は受忍限度の範囲内にとどまるものというべきである。

(2) 本件建物の損傷について

申請人は、平成24年9月10日ないしその前後の本件工事の振動により、申請人宅の1階居間に亀裂が発生し、2階の廊下の壁と天井に亀裂が発生した旨を主張するが、前記1（1）イ（ウ）で述べたとおり、平成24年9月10日ないしその前後の工事内容や工事場所からすれば、本件建物内に亀裂が生じる程度の振動があったとは考えがたい。この点、申請人は、申請人が自ら測定をした振動計の表示が85.4dBであった（甲2-1）ことを挙げるが、同箇所の測定については、現地調査における説明（職1）を後に訂正するなど振動計の設置状況が曖昧であり、測定時の振動計の設定も明らかにされておらず、適切に測定が行われたのかどうか疑問があるため、同数値を採用することはできない。また、申請人は、平成24年8月の工事着工前に実施された本件建物の事前調査においては、壁の亀裂やタイルの破損は確認されなかったことを指摘するが、甲5号証の2の写真を子細にみても、もともと申請人が亀裂と主張する部分が存在していなかったかどうか判別できないほか、甲17号証の1の見積書の工事内容によれば、クロス貼り替え工事と記載されており、被申請人が指摘するとおり、壁の亀裂ではなくクロス部分に浮きが生じているにとどまっていることがうかがわれ、その原因が本件

工事による振動であると認めるに足りる証拠はないから、申請人の主張は採用できない。

(3) 防犯ガラスの費用について

申請人は、本件工事の騒音が大きく、空き巣に窓ガラスを割られても気づかないため、一部の窓ガラスを防犯ガラスに交換したとして、ガラスの交換費用を被害として主張するが、前記のとおり、本件工事において受忍限度を超える騒音があったとはいえない上、防犯ガラスに交換することの必要性を裏付ける証拠はなく、本件工事の騒音との間に相当因果関係を認めることはできない。

(4) 治療費について

前記のとおり、本件工事において受忍限度を超える騒音振動等があったとはいえず、申請人の主張する症状と本件工事に伴う騒音振動との間に相当因果関係があることを認めるに足りる証拠もないことからすると、申請人の治療費に関する主張も理由がない。

- 3 以上のことから、申請人の被申請人に対する不法行為に基づく主張はいずれも理由がない。よって、主文のとおり判断する。

平成28年6月21日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 野 中 智 子

裁 定 委 員 柴 山 秀 雄

裁 定 委 員 富 樫 茂 子

(別紙省略)